

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の会議に沼崎委員から欠席する旨の届出があります。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、1、令和7年第3回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号につきまして、理事者から説明願います。

○山口健康保健部長 第3回臨時会に提案しております健康保健部所管分の補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

議案第1号、令和7年度旭川市一般会計補正予算書の2ページの歳出を御覧ください。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費の予防接種費についてであります。

令和7年4月より定期予防接種として開始しております带状疱疹ワクチンの自己負担額につきましては、さきの第1回定例会の質疑において、高額であるとの御指摘を受けていたところであり、4月の定期接種開始以降は、市民や会派の中からも高額な自己負担額に対する御意見や御要望があったほか、旭川市医師会からも自己負担額の減額について強く要望されるなど、各方面から多くの声が寄せられているところでございます。

また、道内他都市におきましても、議会での審議を経て、自己負担額を減額した自治体もあるなど、予算編成時の状況から変化が生じており、結果的に地域間での格差が広がっている状況となっております。このような状況に加え、今年度の当該ワクチン対象者の接種期間が1年間に限られるといった点なども考慮した上で、自己負担額の早急な見直しが必要であるものと判断し、自己負担額の減額を行うものであります。

見直し後の自己負担額につきましては、生ワクチンを4千860円から4千400円に、組替えの不活化ワクチンを1回1万8千60円から1万1千円にすることで、接種費用の約半額を助成するとともに、4月以降、既に接種を済まされている方には、自己負担額の差額分を補助するものとし、本事業に必要な4千34万3千円を補正するものでございます。なお、財源は全額一般財源となります。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方について、理事者から報告をお願いいたします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 高齢者バス料金助成制度につきましては、これまで限られた財源の下、今後も安定的に実施することを目的として、令和5年度のアンケート調査の結果や制度を取り巻く社会環境の変化などを踏まえながら、現状と課題及び当面の進め方の整理を進めてまい

りました。このたび、それらの内容を取りまとめたので、御報告申し上げます。資料として、高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方、本編と概要版を配付しておりますが、概要版を基に御説明申し上げます。

まず、概要版表紙の次のシートを御覧ください。1、制度の利用状況でございます。本制度は、昭和63年度から70歳以上の高齢者を対象として実施しており、現在の制度の内容は、市内の乗降に限り、1乗車につき100円の負担で乗車できるバスカードを交付するもので、交付時に2千円の負担をいただいております。

対象者数、交付者数、交付率の推移につきましては、現在まで、制度の対象者数は年々増加しているところでありますが、寿バスカードの交付者数は減少傾向にあり、対象者数に対する交付者数の割合である交付率は、昭和63年度の制度創設時が71.8%だったのに対し、令和5年度は26.5%となっております。

次に、総利用回数及び利用者1人当たり利用回数につきましては、いずれも減少傾向となっております。令和3年度及び令和4年度については、コロナ対策として市が1乗車時100円の利用者負担を助成する事業を実施したことにより、前年度から増加しております。こうした利用状況の推移から、対象者の大多数の方が利用する状況から特定の高齢者の方が利用する状況に変化しており、利用者負担の考え方においては、こうした変化に対応した検討が必要であると考えております。

次のシートを御覧ください。2、事業費等の状況でございます。

まず、本事業の事業費については、全体的には減少傾向にあり、令和5年度の決算額はピーク時である平成17年度と比較して約25%減少しております。

次に、制度の実施に要する費用については、利用者、バス会社、市の3者が負担しており、負担割合の内訳を令和5年度決算額を基に整理しますと、利用者は全体費用のうち47.9%、バス会社は独自の運賃割引を行っており、全体費用のうち12.6%、市は正規料金で利用する場合の総額から利用者負担とバス会社による割引分を除いた費用を扶助費として負担しており、事務費と合わせて全体費用のうち39.5%を負担しております。なお、令和6年度はバス運賃の値上げの影響により、改定前の令和5年度と比べて、全体の事業費が増加したことから、市の負担割合は増えております。

今後も、本制度を安定的に継続するためには、事業実施に要する費用、利用者、バス会社、市の3者で負担することは必要であり、それらのバランスにも配慮することが望ましいと考えてございます。

次のシートを御覧ください。3、利用実態でございます。こちらは令和5年度に実施したアンケート調査の結果を基に整理しております。

まず、寿バスカード購入者に対するアンケート調査結果によりますと、82.4%の方が自ら自動車を運転しない、あるいはできない方になっており、それらのうち、家族も含めて運転しない方は、特にバスの利用頻度が高い傾向にございます。さらに、自動車の運転状況とバスの利用目的の関係を見ますと、自ら自動車を運転しない、あるいはできない方では、利用目的として、通院や日用品の買物を選択した割合が高い傾向にございます。それらのことから、本制度の利用者は、自ら自動車を運転しない、あるいはできない高齢者の方が中心で、日常生活の基本的な活動にバスを利用している状況がうかがわれます。したがって、今後の利用者負担、特に1乗車時の負担の検討に

当たっては、こうした利用状況を念頭に置いた検討が必要であると考えてございます。

次のシートに移ります。4、現状と課題及び検討事項でございます。こちらでは、制度の利用状況、事業費等の状況、利用実態を踏まえまして、現状と課題、検討事項等をまとめてございます。

まず、現状については、社会環境の変化として、少子高齢化が進行し、高齢者数と生産年齢人口とのバランスが変化していること、令和5年度に実施したアンケート調査結果では、今後対象となる60歳代において、利用したいとの回答が8割を超え、制度の定着状況がうかがわれること、対象者の大多数の方が利用する制度から、よりバス利用の必要性の高い高齢者が利用する制度に変化していること、本制度の利用者の多くは自ら運転をできない高齢者が中心で、通院や日用品の買物などの日常生活の基本的な活動にバスを利用していることの4点にまとめてございます。

課題としては、制度を安定的に継続するための事業費負担の在り方と、多様な利用形態に応じた制度運用及び利用者負担の在り方の2点とし、課題ごとに検討事項等を整理してございます。それらのうち、特に多様な利用形態に応じた制度運用及び利用者負担の在り方につきましては、受益と負担の適正化へ向けた取組指針に準拠する場合の検討などが考えられるところでございますが、その際の主な検討事項としては、多様な利用目的に応じた受益者負担割合の考え方や日常生活の基本的な活動にバスを利用している高齢者への対応、キャッシュレス化に向けた環境整備と将来負担としてございます。

次のシートに移ります。5、当面の進め方と、6、将来像に向けた検討でございます。

初めに、当面の進め方については2点でございます。先ほど述べたように、利用者負担のうち、1乗車時の利用者負担の考え方につきましては、利用実態を踏まえ、引き続き検討を進めてまいりますが、キャッシュレス化などの対応策の整理と必要な環境整備には一定期間を要することから、当面は現行の考え方に即して、本制度を運営してまいりたいと考えております。また、利用者負担のうち、寿バスカード交付時にいただいている2千円の負担金につきましては、導入した平成18年当時において、1か月当たり1往復分の料金相当額を負担していただくという考え方を基に設定した金額であることから、令和6年度にバス運賃の値上げが実施されたことに伴いまして、今後、それらを反映した額への改定を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、6、将来像に向けた検討でございます。本制度は、路線バスの運行を前提として運営をされており、制度の効果的な運用を図る上で、市内の各地域をカバーし、一定程度の利便性が確保されていることが望まれますが、減便等により、利便性低下への懸念等が生じているものと認識してございます。路線バスの減便等による影響につきましては、利用目的や頻度、ほかに利用できる移動手段等によって異なることから、それらの利用形態によって異なる影響に対して、現行制度のみで対応することが可能なのか、あるいは、ほかにどのような対応が考えられるかなど、制度の将来像に向けた検討も、事業を安定的に継続するための取組と並行して進めていくこととしてございます。

次のシートを御覧ください。こちらには参考といたしまして、これまで述べてまいりました高齢者バス料金助成制度の現状と課題及び当面の進め方と、将来像に向けた検討との関係性を表に整理してお示ししているところでございます。

最後に、資料はございませんけども今後についてでございます。今回取りまとめた内容につきましては、今後、附属機関において御意見をいただくことを予定しており、その内容等を踏まえた上で、交付時負担金の改定を進める際には、別途、市民参加の取組も検討しております。また、それ

らの結果等につきましては、適宜、本委員会にも報告をさせていただきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 中間報告的な内容かなというふうに受け止めましたけども、大事なことなので、今後の検討の視点について少しお聞かせいただきたいなと思います。

最初に、制度の趣旨に関連してなんですが、制度の目的には、高齢者の積極的な社会参加を促進するとか、それから高齢者福祉の増進を図ることなどが書かれております。高齢者になっても元気に活躍していただくとか、人との交流による介護予防的な効果もあるんじゃないかということも言われていると思うんです。それで、ここの目的に書かれていないことなんですが、もう一つ、私は要素があるんじゃないかなというふうに考えています。それは地域公共交通を支える手段にもなっているというふうに思うんですけれども、その点、市としてはどのように考えているのか伺っておきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度につきましては、高齢者の積極的な社会参加を促進し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としており、介護予防としての効果が期待できるものと考えております。また、本制度は70歳以上の高齢者に対して、路線バスを利用する際の負担軽減を内容としていることから、高齢者福祉の増進等のほか、結果的に路線バスの利用促進に資する一面もあるものと認識をしております。

○能登谷委員 地域公共交通の考え方については、昨年12月の第4回定例会でも少し聞かせていただきました。そのうちの一つに、クロスセクターベネフィットの考え方があるということ指摘してもらいました。例えば、寝たきりの人が増えることによる国や自治体の負担と、寝たきり予防につながる公共交通への支援の支出のバランス、これが取れるのであれば、運賃収入の採算が取れなくても赤字ではないと考えるという考え方です。これは国土交通省の考え方に定められたものです。担当する部局が地域振興部にはなりますけれども、これとも連携しながら地域公共交通を支援する施策として位置づけていくということも今後必要になるんじゃないでしょうか。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度と地域公共交通との関わりについてであります。本制度は路線バスの運行を前提としており、制度の効果的な運用の点からも、それらの持続的な運行がなされる環境が望ましいものと考えております。そのため、地域公共交通におけるクロスセクター効果について、高齢者福祉の視点からどのような取組が可能なのか、地域振興部と連携して検討してまいります。

○能登谷委員 運転免許証の返納者も増えていくということと、それから交通不便地域、買物困難地域も一定程度旭川市にもあるという中で、バスの減便もあるということですので、様々な観点から見て高齢者バス料金助成制度の果たす役割は大きくなると考えられますけれども、先ほども少し紹介ありましたけども、今後の検討課題をどのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 高齢者バス料金助成制度につきましては、高齢者福祉の増進や介護予防としての効果が期待できるほか、路線バスの利用促進にも資する取組でありますし、令和5年度に実施しましたアンケート調査では、60歳代においても制度の定着がうかがわれる状況もございまして、そのため、今後とも本制度を安定的に継続していくことが課題であると考えております。

○能登谷委員 最終的な課題は負担の在り方だと思うんです。それで、先ほど紹介された表にもありましたけど、過去には市の事業費が約3億円出ていたという期間が8年ぐらいありましたよね。当時はバス事業者から見れば、これは大体3億円なんだという押さえだったと思うんです、負担の在り方、いろんなことが変わってもね。3億円は市からもらえるんだみたいなイメージがあったというように聞いておりました。それが今は約2億3千万円になっていると。それで、制度の実施に当たってそれぞれ負担している割合、これも先ほど示されましたけれど、丸めて言うと利用者負担が48%、市の負担が40%、バス会社の負担が13%となっているというふうに捉えました。平成17年、2005年度はピークで約3億円でしたが、そのときの3者の負担割合はどうだったのかもお聞かせいただきたいと思います。

○宮川福祉保険部長寿社会課長 負担割合につきましては、2004年度、平成16年度の状況を基にお答えをいたします。利用者負担36.2%、市負担47.6%、バス会社負担16.2%となっております。当時は寿バスカード交付時負担金の導入前のため、利用者負担は1乗車時当たり100円の負担のみとなっていることから、現在と比べて、特に利用者負担の割合が低く、市の負担割合が高い状況となっております。

○能登谷委員 これで見ると例えば、利用者負担は48%ですが、当時は36.2%だったということで負担が上がっているというふうに見えるんですよね。それから、市の負担割合が当時は47.6%だったということですから、今は40%に落ちているということじゃないかなと思うんです。それからもう一つは、バス会社の負担は16.2%でしたから、これも13%に落ちているということですよ。それらもちょっと総合的に今後考えていったほうがいいんじゃないかなあというふうに思います。

市は3億円まで出していた時期もあるし、利用者の負担が36%程度、3分の1程度だったときもあるということなので、そのこともちょっとよく検討の材料に加えていただきたいなというふうに思います。

それから、財源の確保がやっぱり最終的には大事なことだと思いますので、日常の足として欠かせないものであるということは先ほどのいろんな報告の中でも分かりましたので、これを基に交通権をしっかりと確保するということが1点。

それから、市民活動を支えるという視点も十分あると思うんです。私の知り合いでも東光のほうから4条18丁目でバスを乗り継いで、永山のほうの市民活動に通う、それは全市の中でもそこぐらいしかない活動なんだと。だけど、この100円の寿バスカードがなかったらそこには行けないと。たまたまこれがあるために、100円、乗り継いで100円で、帰りも100円、乗り継いで100円で、合計400円で行けるので大変ありがたいことを言っていますので、そういう意味では市民活動を支える役割も果たしているんだなということがうかがわれますからこの視点も大事にしたい。

それから先ほども言ったように地域公共交通を支援するというのも大事な要素だなと思いますので、これらの3つの要素を満たしながら施策として安定させる上では、しっかりと財源を確保するというのも必要ではないかなと思いますので、その考え方を伺って、これについては終わりたいと思います。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 本制度につきましては、高齢者の方に様々な目的で利用して

いただいておりますけれども、特に公共交通以外に手段がない高齢者の移動においては、大きな役割を担っているところでございます。また、先ほど課長からも答弁ありましたように、本事業を通じてバス利用が促進されることで、公共事業の安定化にも寄与するものであると考えてございます。

こうしたことから、本事業につきましては、今後も高齢者の福祉施策として継続していくことは必要と認識しておりますが、そのためには、御指摘のとおり、安定した財源の確保が重要となりますことから、今回、課題として整理した利用実態に即した事業負担の在り方や多様な利用形態に対応した利用者負担の在り方についての検討を進め、将来も持続可能な制度となるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、中園廃棄物最終処分場における環境調査の結果について、中園廃棄物最終処分場の現況等に関わる説明会についての以上2件につきまして、理事者から報告をお願いいたします。

○太田環境部長 それでは初めに、中園廃棄物最終処分場の埋立終了後の環境調査の結果について御説明をさせていただきます。資料のほうを御覧ください。

本資料につきましては、前回の民生常任委員会で要求のございました資料となっております。1ページ目の、1、浸出水の水質についてでございます。浸出水につきましては、国が定めた排出基準等に該当する43項目について測定を行っており、各項目に定められた年間測定頻度に沿って実施し、これまでの測定データ数は約2千600個となっております。中園処分場では埋立て終了後の平成16年から21年度にかけて、安定化を促進するための閉鎖工事を実施し、ガス抜き管97か所、集水用井戸を11基設置してございます。

また、浸出水の廃止基準につきましては、国の定めた項目・頻度で2年以上にわたり、水質検査の結果が排水基準等に適合しているということとなっております。1ページの中段から2ページにかけて、これまでの測定結果の範囲を項目ごとにまとめてございます。判定結果といたしましては、着色してございますBOD、SS、大腸菌群数については、備考欄に記載がございましたように、過去に基準値を超過したことがございますが、それ以外はいずれも測定開始から基準値内、あるいは検出なしといった結果となっております。なお、BOD、SSにつきましては、基準値が法定、自主と2段書きになってございますが、これは令和元年10月に地域の承諾を得て、自主基準値を法定基準値と同等にしたものでございまして、これによりBOD、SSにつきましては、基準値を満足してございます。また、大腸菌群数につきましても備考欄にありますように、基準値を超過したのは平成19年度の1度だけとなっております。それ以外は全て基準値を満足する結果となっております。

次に、3ページを御覧ください。先ほどお話ししました放流水質の自主基準値の見直しについてでございます。BOD、SSにつきましては、地域と協議をしながら、処分場周辺の環境対策の一環として、法定基準値より厳しい自主基準を設定し、BODを20ミリグラム・パー・リットル以下、SSを10ミリグラム・パー・リットル以下としていたところでございます。しかし、平成27年度に附属機関会議において、これまでの調査結果を通して水質の安全性が確認できているとい

うことから、自主基準値を守り続ける必要があるのか、住民の理解を前提として、附属機関の設置により維持管理の透明性が増し、市の姿勢が変わってきていることも踏まえ、自主基準値の見直しが可能ではないかとの提言を受け、翌年から生活環境影響調査を実施し、その結果を基に、地元と協議をしながら検討を重ね、地元の承諾の下、令和元年10月に自主基準値を法定基準値と同じ値に見直した経過がございます。

次のページからBOD、SS、大腸菌群数の測定結果の推移を表とグラフでお示ししてございます。本来であれば全項目を時系列的に、測定数値の変化ですとか推移をお示しすべきところではございますが、データが膨大なことから、基準値を超過した項目のみとさせていただきますことを御容赦願います。

それでは4ページになります。BODの測定結果についてでございます。表のデータは、自主基準値を見直した令和元年以降のデータを示してございますが、グラフにつきましては、平成15年からのものとなっております。グラフの赤線と黄色線はそれぞれ法定基準値と自主基準値を示しており、過去の経過を見ると、平成17年10月から後は法定基準値を下回ってございますが、自主基準をクリアすることができず、令和元年の自主基準値の見直しにより基準値を満たしてございまして、廃止基準となる2年以上といったこともクリアしてございます。

次に、5ページを御覧ください。5ページのSSの測定結果についてでございます。こちらのグラフも、赤と黄色で法定基準値と自主基準値を示してございます。過去においては、平成25年6月に最大値を示しており、その後も何度か法定基準値を上回る値を示したこともございましたが、令和2年2月から後は法定基準を満たす値に落ち着いており、こちらも廃止基準となる2年以上をクリアしてございます。

次に、6ページを御覧ください。大腸菌群数についてでございます。こちらは閉鎖工事実施期間中の平成19年8月に法定基準を超過する値が出てございますが、その後は法定基準を全て下回る結果となっており、閉鎖工事の影響により、一時的に超過したものと推察しているところでもございます。

次に、7ページを御覧ください。埋立地からのガスの発生量と埋立地内部の温度についてでございます。ガスの発生量と温度につきましては、平成16年から令和3年まで、埋立地内に設置されていた5本のモニタリング管において、石鹸膜流量計によりガスの発生量を測定するとともに、平成28年度から同じモニタリング管で内部の温度を測定してございました。しかし、5本のモニタリング管だけでは、埋立地全体の状況を把握することが難しいことなどから、令和3年度に浸出水の水質が基準値を満足したことを契機に、附属機関と協議し、測定箇所とガス発生量の測定方法を見直し、令和4年度からは閉鎖工事で設置したガス抜き管97本を測定対象とし、そのうち、ガスの発生が確認されている16本で測定を開始いたしました。熱とガス発生の仕組みにつきましては、図にもございますように、微生物により有機物が分解されると熱が発生、浮力によりガスが流出し、空気を引き込みます。空気が供給されることでさらに分解が進み、温度も上昇していきませんが、外気冷却により一定温度となってきます。分解が進み有機物が減ると、熱発生の減少とともに空気供給量も減少し、分解がなくなると空気の供給も停止するといったメカニズムになってございます。そのため空気の流れと温度を測定することで、埋立地内部の安定化の進み具合を把握することができますが、従来のモニタリング管では本数が足りないことや、ふだんは蓋が閉じられていることか

ら、分解熱による空気循環が発生しやすいガス抜き管を測定対象としたものでございます。また、以前の石炭膜流量計につきましては、主に流量を測定するものであり、流速を過小評価する傾向があることから、空気の滞留や流れを正確に把握するため、測定方法についても流速を測定する熱線流速計に変更したものでございます。

次に、8ページを御覧ください。ガス発生量の廃止基準に係る評価方法についてでございます。省令では、直近のデータでガスの発生がほとんど認められないこととなっておりますが、具体的な数値が示されていないことから、附属機関の学識経験者の提案を受け、協議を重ねながら評価方法の考え方を整理し、ガス流速が毎秒0.1メートル以下であればガスの発生はないものとみなし、全ガス抜き管のうち9割以上でガスの発生がなければ、埋立地からのガスがほとんど認められないとするというふうに整理をいたしました。

次に、9ページを御覧ください。温度の廃止基準に係る評価方法についてでございます。こちらの省令では、直近のデータで周辺の地中温度に対し、異常な高温になっていないこととなっておりますが、国からの通達による留意事項で、異常な温度となっていないとは、周辺の温度との温度差が20度未満であることが示されてございます。しかし、測定ポイントについては、地表の温度の影響を受けないと判断される深さとなっていることから、こちらについては廃棄物資源循環学会の考えを参考に、地表面から10メートル以上深い位置で一番高い温度を測定値とすることと整理したところでございます。参考までに、下段のグラフにつきましては、平成16年から令和3年までの5本のモニタリング管で測定したガス発生量と温度の平均値をプロットしたものでございますが、ガス発生量から逆算した流速は非常に微弱なものとなっており、膜の移動で流量を測定する石炭膜流量計では、流速が過小評価されているということは御理解いただけると思います。

次に、10ページを御覧ください。令和4年度からのガス発生量の測定結果と評価結果を表にまとめたものでございます。流速0.1メートル毎秒を超える結果を着色してございまして、その箇所数を示してございます。表の最下段に判定結果を示してございますが、令和5年2月と8月に9割を下回ってございますが、それ以外は全て9割を上回っているといった状況となっております。

次に、11ページを御覧ください。埋立地内部の温度の測定結果と評価結果についてでございます。こちらでも温度差20度以上となった結果を着色してございますが、測定しているガス抜き管の16本中4本で温度差が20度を超えることもございましたが、直近データではいずれも20度を下回った結果となっております。参考までに12ページ以降に、各年度月の測定ポイントにおけるガスの流速と温度をグラフ化したものを示してございます。青の棒グラフが流速、赤の点が温度差を示してございます。最後の14ページの最下段のグラフが直近のデータとなりますが、ガス流速、温度差、いずれも基準を満たした結果となっております。

環境調査結果の説明は以上となります。

続きまして、廃棄物最終処分場の現況等に係る説明会について御報告をいたしたいと思います。資料を御覧ください。

初めに、開催概要についてでございますが、4月26日に嵐山中央会館と江丹別公民館の2か所で開催し、どちらの会場におきましても、地域住民に限らず、旭川市民であれば参加可能とし、事前にホームページや報道などにより案内を行っております。参加者数につきましては、嵐山中央会館が12名、江丹別公民館が19名、合わせて31名の方々に御参加をいただきました。その内訳

といたしましては、合わせて地域住民の方が19名、地域以外の方が11名、報道機関の方が1名となっております。

次に、説明会の概要でございますが、廃棄物最終処分場の中で起きていることと中園の現状と題しまして、北海道大学名誉教授であり附属機関会長でもある松藤敏彦先生から、埋立処分場において廃棄物が分解されて、安定化していく仕組みや、処分場を廃止した場合の対応について説明していただき、これまで調査してきた浸出水の水質や発生ガスなどの測定結果から、結論といたしまして、現在の中園廃棄物最終処分場は廃止基準を満足するほど安定化しており、今後も水質やガス、地中熱の測定など、最小限のモニタリングを継続することを前提として、廃止して問題ないとの評価をしていただいたところでもございます。その後、本市環境部の職員から中園廃棄物最終処分場における廃止後の管理についてといたしまして、仮に中園廃棄物最終処分場を廃止した場合の水処理施設を経由しない排水ルートの変更工事の方法ですとか、継続する浸出水や発生ガス、地中温度の環境調査、及び維持管理の内容、施設撤去や跡地の復元などについて説明し、意見等を伺ったところでございます。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。意見交換、質疑及び結果についてでございます。

嵐山中央会館では特に質問や意見もなく、説明内容どおり進めることで理解が得られたものと受け止めてございます。

江丹別公民館では5点ほど質問をいただいております。1点目は、江丹別川の融雪時におけるSSに関すること。2点目が、廃止後の施設撤去の工程として仮に水質が悪化した場合に備えて、一時貯留が可能となるよう、下流調整池の撤去を最後にすること。3点目が、跡地の有効的な利用に関すること。4点目が、大阪・関西万博で騒がれているメタンガスについて。5点目が、過去に中園周辺で硫化水素臭があったことについてでございます。水質やガスについては過去の調査結果から問題ないこと、跡地利用などに関しては今後、地域の方々と協議していくことでいずれも御理解をいただき、廃止については特段、反対意見等はなかったところでございます。

なお、今後の対応といたしましては、旭川市廃棄物処分場から江丹別地域の全世帯へ定期的に配布している処分場だよりにおいて、今回の説明会の内容や結果などを掲載し、廃止に関する意見を求めるとともに、一般市民に対しましてもホームページにおいて説明会の内容や結果などを掲載し、廃止に関する意見を求め、最終的に廃止の可否を判断していく予定となっております。

説明会に関するほうについては以上となります。よろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 2回目の登壇で申し訳ないけど、簡潔に。2つほど聞きたいと思います。

一つは、中園廃棄物最終処分場における環境調査の結果についてです。資料もいただきましたので、その中身についてお聞きしますが、先ほども示していただきましたけれど、浸出水のBOD、SSの測定結果の推移。自主基準の見直しも行っていきますので、基準を緩めたということなんですが、これらによる影響について市としてどのように考えているのか、概要をお示しいただきたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 BOD、生物化学的酸素要求量、SS、浮遊物質につきまして、毎月1回測定を行っており、BODは生物が水中の有機物を分解する際に必要とする酸素量で、SSは水中に浮遊している2ミリメートル以下の不溶性物質と、いずれも水の汚れを示す代表的な指

標であります。BODにつきましては、提出した資料の4ページのグラフにもありますように、閉鎖工事中の平成17年10月に過去最高の120ミリグラム・パー・リットル、1リットル当たり120ミリグラムが観測されましたが、それ以降は法定基準値を満たしているものの、自主基準値を超過することも多く、令和元年度に自主基準値を法定基準に見直したことで、2年以上の基準適合を満たし続けております。測定値の推移を見ますと、年数の経過とともに徐々に測定値が低下してきており、埋立地内の安定化が進んだことにより、浸出水内の有機物質も減少しているものと認識しております。

次に、SSにつきましては、水中の浮遊物や濁りに関する指標であり、資料の5ページのグラフを見ていただければ、雪解け時や大雨の後など、浸出水量によって影響を受けやすい指標であります。平成25年6月に310ミリグラム・パー・リットルの最高の値を示したほか、平成29、30年にかけても基準超過が見られますが、令和2年2月を最後に、法定基準値内に落ち着いております。こちらも自主基準値の見直しにより、2年以上の基準適合を満たし続けております。SSはBODと比べるとばらつきも多いですが、年数の経過とともに測定値も徐々に安定してきており、埋立地内の浮遊性微粒子も減少しているものと認識しております。

BOD、SSの自主基準値の見直しについては、生活環境調査を実施し、安全性を確認した上で、地域の理解と承諾を得て行っており、現状でも、下流調整池を経た浸出水は塩素消毒のみを行い、放流しておりますので、特に環境等に対する影響はないものと認識しております。

○能登谷委員 説明会では学識者の松藤先生、北海道大学名誉教授の松藤先生が、ここでも書かれていますけども、欧米には廃止はないと明確に言われております。廃止によって全て終了しようとするから、逆に評価が厳しくなるということも指摘されていて、廃止によって水処理は停止するんだけど、その後も最小限のアフターケア、モニタリング調査などを継続していくということを踏まえて評価する必要があるんだということもおっしゃっています。それで、今言ったように中園においては廃止によって水処理を停止すると、モニタリングを踏まえて評価するってことなんですけど、市からは廃止後の管理について、継続する環境調査について説明しているんですが、その内容はどのようなものかも少しお聞かせいただきたいと思います。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 廃止した場合の環境調査についてであります。説明会では、学識経験者から、欧米での処分場に廃止がないことを例に、廃止したら何もしないではなく、廃止によって水処理は停止するが、その後も最小限のモニタリングを行うべきとの説明がありました。市といたしましてもその考えを踏まえ、廃止した場合においても一定の環境調査を継続するべきと考えております。

水質については、資料の1～2ページにあるとおり、国が定めた排水基準等に該当する43項目を測定しておりますが、このうち測定頻度が年2回となっている水銀、鉛等は有害物質となっております。これらの有害物質については、これまでも不検出もしくは基準値内で推移しており、今後も基準値を超過する可能性が低いことから、廃止後においては、水の汚れの指標となるBODとSSの2項目を継続的に測定していく考えであります。なお、測定頻度については年2回とし、浸出水量が減少し、水質が悪化しやすくなる8月と2月を想定しております。

次に、発生ガスと地中温度につきましては、微生物による有機物の分解による安定を把握するものであり、現在は16か所で年4回測定しておりますが、これまでの測定結果を踏まえ、廃止後に

おいては、微生物の活動が活発な、ガス流速が0.1メートル毎秒、つまり1秒間に0.1メートルを超える頻度が高い7か所において継続的に測定していく考えであります。測定頻度については年2回とし、外気温の影響を受けにくい5月と11月を想定しております。

市といたしましては、廃止した場合についてもこうした環境調査を継続することで、地域の安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○能登谷委員 松藤名誉教授の御指摘なんかも踏まえながら一定の管理をしていくということが分かりましたので、廃止後もしっかり管理しながら、地域の安全、安心の確保を継続して行ってほしいなということを目指して終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

○金谷委員 それでは私も、中園廃棄物最終処分場廃止に伴って、お聞きしていきたいというふうにあります。中園廃棄物最終処分場の開設期間、また、埋め立てられたごみの内容、そして量についてお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場は、昭和54年6月から平成15年6月までの約24年間開設しておりました。埋め立てられたごみの種類につきましては、開設当初は市内全ての家庭ごみと産業廃棄物の埋立処理を行っていましたが、平成8年度からは、近文清掃工場の供用開始とごみの分別により、缶、瓶、ペットボトルなどを除いた燃やせないごみや粗大ごみのほか、清掃工場の焼却灰の埋立処理を行っております。また、旭川振興公社が運営している旭川廃棄物処理センターの供用開始に伴い、平成14年度以降は産業廃棄物の受入れは行っておりません。なお、埋立量につきましては、総計で約640万トンとなっております。

○金谷委員 それでは、この処分場の浸出水について、処理過程はどうなっているのかお聞かせください。また、処理水の放流先、そして安全性の確認方法についても御説明ください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場の浸出水の処理工程につきましては、下流調整池で大まかな浮遊物質を沈殿した後、水処理施設において、曝気処理、凝集沈殿、砂ろ過、塩素消毒を行い、市が管理している中園沢川に放流しておりましたが、令和元年10月の自主基準値見直し後は、大部分の処理を行わなくても基準値を満足することが確認できたため、下流調整池を経た浸出水は塩素消毒のみを行って放流しております。

なお、放流先の中園沢川については、放流箇所からすぐ下流で江丹別川に合流し、最終的には石狩川に合流しております。安全性の確認につきましては、処理水を河川放流する際に、国が定める排水基準等に該当する項目の検査を行い、法定基準を満たしていることを確認しております。

なお、主な測定項目であるBODとSSの法定基準値は60ミリグラム・パー・リットル以下となっております。

○金谷委員 それでは、参考までにお伺いしたいと思います。現処分場である旭川市廃棄物処分場、こちらのほうの浸出水の処理工程はどうなっていますか。また、処理水の放流先と安全性の確保、確認方法についても説明してください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 現処分場である旭川市廃棄物処分場の処理工程は、凝集沈殿、曝気処理、膜ろ過、活性炭吸着、塩素消毒を行い、市が管理している芳野川に放流しておりますが、活性炭吸着につきましては、汚れが除去しきれないときに限り実施しております。放流先の芳野川も放流箇所からすぐ下流で江丹別川に合流し、最終的には石狩川に合流しております。

安全性の確認につきましては、基本的には中園廃棄物最終処分場と同じですが、旭川市廃棄物処分場では、放流水の自主基準値として、BODは20ミリグラム・パー・リットル以下、SSは10ミリグラム・パー・リットル以下、CODと呼ばれる化学的酸素要求量は30ミリグラム・パー・リットル以下、窒素含有量は10ミリグラム・パー・リットル以下と設定しており、中園廃棄物最終処分場より厳しい基準で河川放流しております。

○金谷委員 若干さっきの質疑と重なるかもしれませんが、環境調査自主基準値を見直したと報告がありました。その理由、経過についてお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 自主基準値を設定していたBOD、SSにつきましては、水の汚れを示す代表的な指標であり、特に人体に影響を及ぼす有害物質ではないものの、自主基準値をクリアするには、高度処理が不可欠な状況が続いておりました。そのため、平成27年度の附属機関会議において、学識経験者から法定基準値の60ミリグラム・パー・リットル以下を遵守することで、放流先となる河川の水質は十分に守られることなどの説明があり、附属機関の設置により、水質の安全性や維持管理に関する透明性が確保されている状況の中、自主基準値を守り続ける必要があるのかといった提言がありました。その後、地域協議を行いながら、翌平成28年度に生活環境影響調査を実施し、放流水を法定基準と同じくした場合の河川への影響をシミュレーションした結果、特に問題がないことを地域の審議会に報告しました。翌平成29年には、住民説明会を開催し、改めて見直しの経緯や検討状況を説明し、翌平成30年度には、学識経験者を招いた住民説明会で、安全に対する説明を行い、地域からの理解と承諾を得た上で、令和元年10月に見直しを行いました。

○金谷委員 手続を踏んで自主基準は緩くなった、国の基準を満たして。そういう話であります。この処分場において、資料をお示しいただき、説明もいただきましたけれども、ガス流速0.1メートル毎秒を超えているガス抜き管というところで、これが数本まだ残っているということで、これについて問題がないのかお聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 資料のガス発生メカニズムにもありますように、微生物による有機物の好気分解が進むと熱が発生し、浮力により空気が引き込まれてきます。空気が供給されることでさらに分解が進み、温度が上昇しますが、外気の循環により冷却され、一定温度となっていく。やがて有機物が減っていくと熱発生と空気供給量が減少し、地中内温度も時間をかけて徐々に低下していきます。そうした空気の流れを観測することで、埋立地内の安定化の進み具合が把握できるわけですが、ガス抜き管が常時開放されており、完全に空気の流れが遮断されていないため、測定結果を見ても、僅かではありますが、空気が動いていることが観測されており、省令で定められている廃止基準につきましては、こうしたメカニズムや構造に配慮し、埋立地からのガスの発生はほとんど認められないとされているものと認識しております。そのため、附属機関会議において協議を重ね、ガス流速が0.1メートル毎秒以下であればゼロとみなし、道内他都市の処分場の廃止基準を参考に、ほとんどの部分を9割以上と整理したものであります。

○金谷委員 ほとんどというのが9割以上、つまり1割は残っているというふうに見えるんですね。埋立地内の温度についても伺いますが、20度以上の差があるというところで、廃止基準を満たしているのかどうか、資料を見せていただいておりますし、表も出ておりますが、令和6年度は8月に2か所、11月3か所程度確認されている。つまり判定ではバツとなっているんですね。

令和6年度で2回バツが出ていると、8月、11月。で、今、令和7年度に入りました。それで、これで問題がないのか、今後の確認をしていくべきではないのか。確かに直近がマルであればいいんだということで、この直近は令和6年度2月の測定なんですね。その前段、8月、11月はバツだったわけですね。もう少し確認していく必要があるのではないかと思いますのですがいかがですか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 本年3月に開催された附属機関会議で、埋立地内部の温度について、直近の令和7年2月の測定データを確認していただいたところ、学識経験者からは、令和4年からの観測結果では特に、特定のガス抜き管において、周辺の地中温度との差が20度前後で推移しているものの、北大、室蘭工業大学で以前から行っていた観測結果も踏まえると、有機物の分解が盛んなときの温度は50度程度まで上昇しており、温度が高めの数本は、他の箇所より有機物の分解が遅れぎみではあるものの、現在は高くても30度程度であり、確実に低下していることから、現在の水準まで落ち着いていけば、2月の観測結果をもって判定しても問題ないとの見解が示されました。市としましても、こうした学識経験者の意見を参考に、2月の測定結果によって判断するに至ったものでありますが、仮に廃止した場合においても、浸出水や発生ガス、地中の熱等の調査については、必要な箇所に範囲を縮小し、継続的に実施しながら、廃棄物の分解が完全に終息していくのを確認していく考えであります。

○金谷委員 範囲は縮小だけでも継続的に見ていくという答弁ですね。浸出水の安全性というところでお聞きしてきましたけれど、PFASについて検査項目に含まれているのか、もし検査をしていないとすれば、検査をする必要はないのでしょうか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 排水基準には水銀や鉛などの有害物質に該当する項目も含まれておりますが、現在のところPFAS、有機フッ素化合物は検査項目に含まれていないことから、特に検査を行っている状況にはありません。

○金谷委員 検査していないということですが、それでは安全性が確保されていると言えないのではないのでしょうか。どのように安全性を確認しているのですか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 本市の環境指導課では、令和2年に環境省がPFASの一種であるPFOS及びPFOAを要監視項目に追加したことに伴い、市内4か所の公共用水域において定期的にPFOS、PFOAの検査を開始しております。検査箇所につきましては、石狩川、忠別川の浄水場の取水口付近、江丹別川の永見橋付近及び忠別川の旭川大橋付近となっております。浄水場の取水口については毎年実施、その他は隔年で検査を実施しております。永見橋につきましては処分場の下流に位置しており、令和4年と6年度にPFOS、PFOAの検査を行っており、暫定指針値である50ナノグラム・パー・リットルに対して、令和4年は3.6ナノグラム・パー・リットル、令和6年は2.3ナノグラム・パー・リットルといった結果となっておりますが、引き続き、処分場の排水基準に関する国の動向にも注視してまいります。

○金谷委員 今のところ国からは何も示されておられませんけれども、今後、環境省のほうから、こういった浄水場に関係のあるところの取水のPFOA、PFOSの国の暫定指針値、50ナノグラム・パー・リットル以下、アメリカの基準は4ナノグラム・パー・リットル以下でございますけれども、そういったことを定期的に検査するようということ自治体でも公表が進んでいるところですが、そういったことを考えていきますと、今後、国からまた方針が示される可能性はあると考えておりますが、対処が必要となった場合に方法はありますか。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 中園廃棄物最終処分場は、廃止後において、排水系統の切替え工事を行い、浸出水を直接河川に放流することとなりますが、放流水質に異常があった場合などに備え、当面は下流調整池の機能を保持し、必要に応じて直接河川へ放流せず、一旦貯留できるような構造にすることを検討しております。また、国から何らかの指針が示された場合、廃止後の処分場にどの程度の対応が求められるかは不明ですが、周辺環境の安全が保たれるよう、下流調整池の貯留機能等を活用した対応について検討してまいります。

○金谷委員 今回の処分場廃止に伴って、今後、安全性確保のために、浸出水のPFAS測定をしておくことが必要だと考えております。この点どのように対応していくお考えがあるのか、お聞かせください。

○尾藤環境部廃棄物処理課長 今後も引き続き、環境指導課と情報を共有しながら、公共用水域におけるPFOS、PFOAの水質監視結果を確認するとともに、中園廃棄物最終処分場と関連性がある地点において、暫定指針値を超えた場合なども想定しつつ、廃止後においても、浸出水の検査を実施できる体制や安全性を確保できる体制づくりについて検討してまいります。

○金谷委員 今までPFASについては、川の測定以外は、こういった処分場の浸出水の測定はしていないわけなんですよね。それで、安全性の確保はできていないと私は考えております。国内においてもこれまで指摘されてこなかった、それが昨年、この問題がほかの自治体で、非常に高い数値が出たところに長年住まわれている方々の血液の検査を初めとして、住民の血液からかなりのPFASが出たということもあって、大きな報道につながっておりまして、全国の自治体では慎重にこの点について、今後考えて、進めていく必要があるという課題にぶつかってきているわけなんですよね。この最終処分場については、予算のときにもお伺いしましたけれども、埋め立てているものの性質から、PFASは出るのではないかと、あるのではないかとということについては、十分可能性があるということをお答えいただいております。それもありますので、この浸出水のPFAS測定、これはきちっと今後していただかなければなりません。それはどのような数値なのか、桁があまりにも大きいのか、それを単に放流して、垂れ流していくのか。そういうことは許されません。

今、お答えいただきましたけれど、安全性を確保できる体制、浸出水の検査の実施の検討ということで言っていたので、その中にはこのPFASも含まれているのかどうか、最後、部長お答えを求めます。

○太田環境部長 今後、PFOA、PFOSについての……。先ほどもお答えさせていただきましたけれども、現在では中園最終処分場廃止後においても、BOD、SSについては、継続的に調査を続けていくというふうになってございます。ただ、先ほど議員からのお言葉もありましたけれども、他自治体においてはそういったいろいろな事例も出ているということもありますので、その中にはPFOSを加えていく検討というのはしていきたいというふうに思っております。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時06分